

(案)



岡 賃 審 第 号  
令和 8 年 9 月 24 日

岡 山 労 働 局 長  
森 實 久 美 子 殿

岡山地方最低賃金審議会  
会 長 西 田 和 弘

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 3 日付け岡労発基 0703 第 2 号及び 7 月 30 日付け岡労発基 0730 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定による議決に基づき答申する。